

総 税 市 第 1 6 号
平成 2 2 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）

地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 2 年法律第 4 号）、地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 2 2 年政令第 4 5 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 2 年総務省令第 2 7 号）が平成 2 2 年 3 月 3 1 日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同年 4 月 1 日から施行されることとされました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」を下記のとおりといたしますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるとともに、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

また、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）（昭和 2 9 年 5 月 1 3 日自乙市発第 2 2 号自治庁次長通達）」は廃止します。

記

「地方税法の施行に関する取扱い（市町村税関係）」を別添 1 のとおりとする。

平成 2 2 年度分の個人住民税についての第 2 章 8 0 の規定の適用については、別添 2 「読替表（第 2 章 8 0 関係）」の「読替前」欄の下線部は「読替後」欄の下線部に読み替えるものとする。

また、平成 2 2 年 9 月 3 0 日以前に開始した事業年度分の法人住民税についての第 2 章及び第 3 章の規定の適用については、別添 3 「読替表（第 2 章及び第 3 章関係）」の「読替前」欄の下線部は「読替後」欄の下線部に読み替えるものとする。